令和８年度東京都
「住宅事業者への感震ブレーカー購入費補助金」
申請の手引き

（令和８年度交付申請受付期間：令和８年４月１日から令和９年３月 31 日まで）

本手引きは、住宅事業者への感震ブレーカー購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けるための手続き上の注意点等を具体的に説明するものです。

補助金の申請等に当たっては、本手引きと合わせて、「住宅事業者への感震ブレーカー購入費補助金交付要綱」（令和８年３月 31 日付７総防戦第 1195 号。以下「交付要綱」という。）を遵守していただきますようお願いいたします。

＜申請方法＞

感震ブレーカーの購入・設置前に申請が必要です。

申請書類は、電子メール及び郵送、又はＪグランツにて提出してください。

※Ｊグランツ（デジタル庁が運営する補助金の電子申請システム）を使用する場合、各様式に押印は不要です。Ｊグランツのマニュアルを参照してください。

＜募集要領・申請様式などの掲載場所＞

東京都防災ホームページからダウンロードできます。

ＵＲＬ：https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1028034/1030547/index.html

＜申請書類の提出先及びお問合せ先＞

〒112－0014

東京都文京区関口 1-24-8 東宝江戸川橋ビル５階　テントセント株式会社 内

東京都「住宅事業者への感震ブレーカー設置促進事業事務局」宛

専用メールアドレス：bousai@tentosento.com

電話番号：050-1725-9007

受付時間：９時 30 分～17 時 30 分 ※月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

目次

1、補助金の概要……3
（1）目的……3
（2）補助対象者……3
（3）補助金の交付対象となる経費（補助対象経費）……3
（4）補助金の額……3
2、申請から補助金支払いまでの流れ……4
3、事前相談……5
4、交付申請……5
（1）基本事項……5
（2）申請要件……6
（3）補助対象……6
（4）補助金額……6
（5）申請書類の様式……7
（6）交付申請書の記載方法……7
（7）交付申請の際の添付書類……8
5、交付決定……8
6、申請取下げ、内容変更など……9
（1）申請者による申請の取下げ……9
（2）東京都による交付決定の取消……9
（3）事業者情報の変更……10
（4）一般承継による対象事業者の地位の承継……10
7、実績報告……10
（1）基本事項……10
（2）実績報告書の記載方法……10
（3）実績報告の際の添付書類……10
8、補助金額確定……11
9、補助金の請求……11
10. 補助金の入金……12

1、補助金の概要

（1）目的

東京都は、首都直下地震等による人的・物的被害を軽減するため、出火防止対策を進めています。その取組の１つとして、東京都内に住宅を新築する際やリフォームを実施する際に、感震ブレーカーを設置する住宅事業者に対し、当該機器の購入費用の補助を行うことにより、感震ブレーカーの設置を促進することを目的としています。

（2）補助対象者

都内に住宅（戸建て・集合）を新築する事業者及びリフォームを実施する事業者

（3）補助金の交付対象となる経費（補助対象経費）

補助対象となる経費は、次の①及び②を満たすものとします。

なお、本補助金以外に、都、国又は区市町村から交付される補助金等を重複して受給することはできません。

① 令和１０年３月末までにしゅん工を予定する新築の住宅又はリフォームを実施する住宅に設置する分電盤タイプの感震ブレーカー内蔵型の機器の購入に要する経費の合計額（消費税及び地方消費税相当分を含む。）なお、設置費用は対象外です。

② 上記①の機器は、「一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS007 付２）」の規定に定める構造及び機能を有するもの

（4）補助金の額

補助対象機器１個当たりの補助金の額は、補助対象経費の２分の１（上限３万円）です。

ただし、その額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てます。

2、申請から補助金支払いまでの流れ

東京都「住宅事業者への感震ブレーカー購入費補助金」申請の流れ

○ 緑色は申請者が対応する手続き、青色は東京都が実施する手続きです。
○ 詳細は、補助金交付要綱と手引きをご確認ください。

事前相談	・補助金の交付申請に当たり、事前相談を受け付けております。 本補助金の申請を検討される事業者様におかれましては、事前相談シートを作成の上、電子メールにて東京都宛にお送りください。
交付申請	・補助金の交付を受けるため、申請書(様式第1)等を電子メール・郵送またはJグランツにてご提出ください。年間分まとめての申請が可能です。 ・申請書と一緒に以下の書類をご提出ください。 ①設置機器の見積書　②機器仕様図　③印鑑証明書 ※原則として、感震ブレーカーの購入・設置前に申請ください。
交付決定	・交付申請を受け、書類審査を行います。 ・審査の結果、補助要件を満たしていると認められた場合に、交付決定通知を発行します。 ※交付決定前に購入・設置した感震ブレーカー設備は補助対象外となりますので、ご注意ください。
機器の購入設置	・交付決定後、補助対象となる設備を購入・設置してください。
実績報告	・対象住宅しゅん工後、実績報告書(様式第11)をご提出ください。 ・実績報告書と一緒に以下の書類をご提出ください。 【新築住宅】①検査済証　②支払証明書　③現場写真(対象住宅全景、設置機器) 【リフォーム】①工事請負契約書　②支払証明書　③現場写真(対象住宅全景、設置機器) ※原則として、事業完了後30日以内にご提出ください。
審査	・実績報告書について、書類審査を行います。
額確定	・実績報告書の書類審査等の後、補助金の確定額通知書を発行します。
補助金請求	・確定額通知書を受けたら、補助金請求書(様式第13)により、東京都宛てに補助金を請求してください。 ・補助金請求書と一緒に支払金口座振替依頼書をご提出ください。
補助金支払い	・請求を受け、東京都から補助金をお支払いします。

3、事前相談

① 申請方法、申請書類の記載方法、添付書類、補助対象経費の考え方などについて、事前相談を受け付けています。
② 事前相談をする場合、指定の「事前相談シート」を作成の上、以下の電子メールアドレスあてに送付ください。東京都から回答を記載して電子メールにて返信します。
③ 確認・調整には時間を要しますので、スケジュールに余裕をもって申請してください。

＜提出先＞
東京都総務局総合防災部防災戦略課
電子メールアドレス：S0031506@section.metro.tokyo.jp

4、交付申請

(1)基本事項

- 補助金の交付を受けるためには、交付申請が必要です。
- 交付決定後に購入・設置した機器の購入費用が補助対象です。交付決定前に購入・設置しないようご注意ください。
- 当該年度に設置を予定する戸数分、まとめての申請が可能です。しゅん工時期に応じて、当該年度ごとに申請を分けてください。
- 申請は先着順に受理します。受理した交付申請額の合計が東京都の予算額に達した場合は、申請の受理を停止します。
- 申請書等の捺印は、すべて印鑑証明と同じ印を使用してください。
- 申請書類は、原則として、指定のメールアドレスへの電子メール及び指定の場所への郵送により提出してください。原則として、申請書類を受領した旨の連絡はしませんので、郵送の際は必要に応じて配達状況が確認できる方法（簡易書留など）としてください。なお、窓口への持参は受け付けしておりません。
- 原本は、申請手続きの都度事務局宛に郵送してください。なお、提出された書類は返却しません。
- 申請様式及び必要書類の記入漏れや不備等があった場合は、書類審査で不採択となることがありますので、漏れのないよう、提出前にご確認ください。
- 各審査の過程で、書類に関するヒアリングや調査を行うことがあります。その際はご協力をお願いします。

（2）申請要件

補助対象者は、申請に当たっては、以下の要件を全て満たす必要があります。

① 都内で住宅を新築またはリフォーム工事を実施する住宅事業者

② 対象の住宅は、人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（共用部分を除く。）を有する戸建て又は集合住宅です。

③ 補助事業者が暴力団（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）に該当するものでないこと。

④ 補助事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員等（東京都暴力団排除条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者でないこと。

（3）補助対象

① 都内において住宅を着工するとともに令和 10 年３月末日までにしゅん工予定とする新築住宅又はリフォーム工事を実施した住宅（以下「対象住宅」という。）の工事に要する経費のうち、補助対象**機器の購入に要する経費の合計額（消費税及び地方消費税相当分を含む。）**とします。

② 補**助対象機器は、分電盤タイプの感震ブレーカー内蔵型**であり、「一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤（JWDS007 付２）」の規定に定める構造及び機能を有するものとします。

③ 新品かつ未使用の機器の購入費が補助金の対象となります。

④ 中古品やリース品は補助金の対象外です。

⑤ **設置工事費は補助金の対象外**です。

⑥ 他の公的補助金等の対象経費とされたものを除きます。

（4）補助金額

補助金の額は、補助対象経費の実支出額と**補助基準額（１個当たり）６万円**を比較して、少ない方の額の**２分の１**です。補助金額に千円未満の端数が生じたときは切り捨てます。（**補助上限額（１個当たり）：３万円**）

(5)申請書類の様式

申請書類の様式は、以下の様式一覧のとおりです。

東京都防災ホームページからダウンロードし、必ず最新の様式を使用してください。

＜様式一覧＞

内容	様式番号	様式の名称	要綱の根拠
事前相談	ー	事前相談シート	ー
交付申請	1	補助金交付申請書	第７条
交付申請取下げ	3	補助金交付申請取下書	第９条
交付申請内容変更	4	内容変更申請書	第 10 条
中止（廃止）申請	6	中止（廃止）申請書	第 10 条
事業者地位承継	8	事業者地位承継申請書	第 12 条
実施状況報告	10	事業実施状況等報告書	第 14 条
実績報告	11	事業実績報告書	第 16 条
交付請求	13	補助金交付請求書	第 18 条

(6)交付申請書の記載方法

① 住宅事業者が申請者として申請してください。

② 対象住宅の対象事業者が複数いる場合は、代表者（補助金の振込先となる方）を申請者欄に記入してください。その場合、代表者は対象事業者全員に善管注意義務がかかることを理解し、その他の対象事業者にも周知してください。代表者以外の対象事業者は、交付申請書等の提出は不要です。

③ 補助金は、交付申請書の申請者情報欄に記入された住宅事業者（代表者）に振り込みます。その他の住宅事業者等の口座に振り込むことはできません。

④ 感震ブレーカーの設置時期（予定）は概ねの日付で構いません。

⑤ 設置する機器は種類と金額が同一のものはまとめて記載してください。

⑥ 交付申請額は、補助対象機器１個当たりの購入額が補助基準額６万円未満の場合はその金額の２分の１とします。また、**補助対象機器１個当たりの購入額が補助基準額６万円以上の場合は、３万円を上限**とします。なお、**千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て**ます。

⑦ 交付申請書とともに、次の（７）の添付書類を提出してください。

⑧ 申請時のご協力について（「手続サクサク プロジェクト」への参加のお願い）

本申請においてご提供いただいた法人情報について、東京都のデータ収集に同意いただいた場合は、今後、東京都及び東京都政策連携団体、東京都事業協力団体が行う各種補助金等の交付手続等の際、データ入力を省略可能とするほか、口座情報の記載や通帳の写し等の添付、口座情報確認作業等を不要とする「手続サクサクプロジェクト」によるワンスオンリーの取組として利用させていただきます。東京都によるデータ収集に関する同

意につき、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いします。

参加を希望される方は、交付申請書の「同意します」にチェックをお願いします。

【東京都が収集・利用する情報】

・ 事業者基本情報（事業者識別番号（法人にあっては法人番号、個人にあっては、事業主管理番号)、商号又は名称商号、代表者職・氏名、店所在地又は住所地)、事業所情報（事業所名称、屋号、所在地、電話番号）

・ 代表電話番号

・ 振込口座情報（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人）

※手続サクサクプロジェクトの詳細は 下記のＵＲＬをご確認ください。

https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/business/procedure/base_registry

（7）交付申請の際の添付書類

以下の書類を各１部提出してください。

① **補助対象機器の購入見積書等の設置予定機器の種類、購入予定経費等が記載された書類（写し）**

※見積書に補助対象外の内容が含まれていても問題ありません（黒塗り可)。

② **補助対象機器の仕様図（写し）**

※分電盤内部に感震ブレーカーが設置されていることが分かるもの

③ **印鑑証明書（原本）**

※各年度の初回の申請時にのみ提出してください。

④ その他、知事が必要と認める書類

5、交付決定

（1）交付申請を受けた後、東京都は当該申請の内容について書類審査等により、申請内容が適当と認められる場合、本補助金の交付を決定し、対象事業者に対して、「補助金交付決定通知書」を発行します。

（2）本補助金の交付に当たり、本事業の目的を達成するため、対象事業者に対し、次に掲げる条件を付すものとします。また、その他東京都が必要と認める条件を付す場合もあります。

(ア)善管注意義務

対象事業者は、交付要綱並びに本補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業により取得し、設置した財産を管理してください。なお、対象事業者が対象住宅を第三者に販売等する際は、設置した財産の効果と取り扱いについて説明するとともに、本補助金の交付に伴うすべての義務が当該住宅を購入等した所有者に移転することを説明してください。

（イ）都が求める情報等の提供

対象事業者は、本事業の目的を達成するために必要な資料及び情報等について、東京都から求められた場合は、都が指定する期日までに提出してください。

（ウ）他の補助金交付について

対象事業者は、本事業と事業目的、対象を同一とする補助金等については、国や他の地方公共団体等から受けることはできないものとします。

（エ）交付要綱その他法令の遵守

対象事業者は、補助事業の実施に当たり、交付要綱その他法令の規定を遵守してください。

（オ）補助金の取扱い

注文住宅またはリフォーム工事の場合は、当該補助金相当額が当該請求額に適正に反映するよう措置してください。

（３）交付決定通知書の再発行はできません。大切に保管してください。

（４）交付決定通知書に記載した補助金交付予定額は、補助限度額を明示するものであり、実際にお支払いする補助金額を約束するものではありません。対象住宅がしゅん工し、実績報告書の提出後に、東京都が通知する「補助金確定通知書」により補助金額が確定します。

（５）審査等を行った結果、補助要件を満たさない場合等において、不交付の決定を行う場合があります。不交付とする場合についても、申請者に対し、その結果を通知します。

（６）電話による審査中の途中経過に関するお問合せには、一切応じかねますのでご了承ください。

（７）東京都職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。

6、申請取下げ、内容変更など

（1）申請者による申請の取下げ

東京都からの交付決定後、交付決定内容等に異議がある場合は、補助金交付決定通知を発行した日の翌日から起算して 14 日以内に申請の取消をすることができます。

この場合は、「補助金交付申請取下届出書（様式第３）」を提出してください。

（2）東京都による交付決定の取消

本補助金の交付決定後、補助事業者が次のいずれかに該当する場合には、「交付決定取消通知書」により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

① 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき

② 補助事業者が対象となる事業を中止又は廃止したとき

③ 補助金を他の用途に使用したとき

④　その他補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は本要綱に基づく知事の指示等に違反したとき

(3)事業者情報の変更

対象事業者は、**事業者名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地の変更があった場合、登記事項証明書の原本又は写し（発行から３か月以内のもの）とともに、変更届を提出**いただきます。

なお、変更届の様式は、個別にご案内しますので、事前にご連絡ください。

(4)一般承継による対象事業者の地位の承継

①　**法人の合併又は分割等により申請者の地位を承継し、当該補助事業を継続して実施する場合は、「事業者地位承継申請書」（様式第８）を履歴事項全部証明書の原本又は写し（発行から３か月以内のもの）とともに提出**してください。

②　上記①の提出により、東京都から「事業者地位承継承認通知書」により通知した時点で、申請者の地位の承継があったものとみなします。

7、実績報告

(1)基本事項

原則として、対象住宅が**しゅん工し「検査済証」発行後**又は**感震ブレーカーの購入及び設置が完了した日のいずれか遅い日から３０日以内**または、事業が完了した年度の属する３月末のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

(2)実績報告書の記載方法

①　申請者

所在地、事業者名、代表者職氏名及び印については、交付申請書の記載と一致させてください。

②　交付決定通知書の日付と文書番号（８総防戦第●●号）を記載してください。

③　実績報告書とともに、次の（３）の添付書類を提出してください。

(3)実績報告の際の添付書類

以下の書類を各１部提出してください。

①　**対象住宅の検査済証（写し）またはリフォーム工事の工事請負契約書又は請書（写し）**

②　**補助対象機器の支払いを証明するもの（写し）**

・「支払日」、「支払者」、「領収者」、「支払金額」が分かる書類（領収書、銀行の振込受付書等）を提出してください。

・機器の本体価格の値引き等がある場合は、値引き後の価格を補助対象経費とします。

③　対象住宅の全景写真

④　対象住宅に補助対象機器を設置したことが分かる現場写真

※分電盤内部に感震ブレーカーが設置されていることが分かるように撮影してください。

⑤　その他、知事が必要と認める書類（（４）参照）

(4)補助金の取扱いについて

注文住宅又はリフォーム工事を実施する住宅で、住宅の所有者からの依頼に基づき感震ブレーカーを設置した場合、上記①～④に加えて、**東京都から補助金を受領している旨が明記された**、住宅事業者から施主への工事費請求書（写し）を提出してください。

8、補助金額確定

実績報告書等の審査の結果、補助金の交付決定の内容及び交付決定時の条件に適合すると認められる場合は、補助金の額を確定し、東京都から「補助金確定額通知」を発行します。

9、補助金の請求

補助金確定額通知の交付を受けたら、東京都宛てに補助金を請求してください。
提出書類は以下の２点です。

①　補助金交付請求書（様式第 13）

・本文に、「確定額通知書」の日付及び文書番号（８総防戦第●●号）を記入してください。
交付決定通知書の日付及び文書番号とは異なります。

・交付申請書と同一の印を捺印してください。

②　支払金口座振替依頼書

・補助金は口座振込によりお支払いしますので、補助金の振込先口座を指定していただきます。

・これまで、東京都から補助金受領や東京都との契約に基づく支払い等を受けたことがある申請者は、口座情報が登録されている場合があります。口座情報の登録がある場合には、登録情報が記載された「支払金口座振替依頼書（口座情報払用）」をこちらから送付いたしますので捺印をいただき、提出してください。

・上述の事案に当たらない場合は、口座情報の新規登録が必要となりますので、「支払金口座振替依頼書（口座情報払・手書き用）」を提出してください。
様式は以下のアドレスからダウンロードしてください。

＜東京都会計管理局ホームページ＞

https://www.kaikeikanri.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku.htm

※記入例や手続きの流れ等についての説明も掲載されていますので、確認してください。

・口座情報の登録の有無については、事務局までお問い合わせください。

・「支払金口座振替依頼書」の依頼人の法人名、代表者職・氏名及び印は、交付申請書や実績報告書等と一致させてください。

10. 補助金の入金

（１）　事業者からの請求書を受けてから、３０日以内に東京都から補助金を支払います。

（２）　入金についての連絡はしませんので、適宜、振込先として指定した口座を確認ください。